

SAFETY KAKOGAWA



はっちゃん
による

自転車運転者講習制度

平成27年6月1日の改正道路交通法施行に伴い、自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習を受けることになります。

対象となる危険行為



信号無視



遮断踏切立入り



酒酔い運転



通行禁止違反



指定場所
一時不停止



歩道通行時の
通行方法違反



制動装置(ブレーキ)
不良自転車運転



安全運転義務違反
(片手運転等により他人に
危害を及ぼす場合など)

その他の危険行為

- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等

自転車運転者講習制度のながれ

- 1 自転車運転者が危険行為をくり返す
● 3年以内に2回以上

- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

- 3 講習の受講
● 講習時間:3時間
● 講習手数料:5,700円

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

加古川警察署 (079-427-0110)